

2019.06.29 福岡オンラインセミナー

無断転載はダメですよ。

話す人：BUPPANアドバイザー伊藤政美

# 本日のもくじ

1. 何故、このテーマなの？
2. 著作権と複製権
3. じゃあどうすればいい？
4. まとめ

何故、このテーマなの？

# 以外と悩んでる人が多い

続・中国セラーに画像流用されてます。

これで3回目の画像削除依頼して消されてるにも関わらず、懲りずにまた、弊社画像をUP。

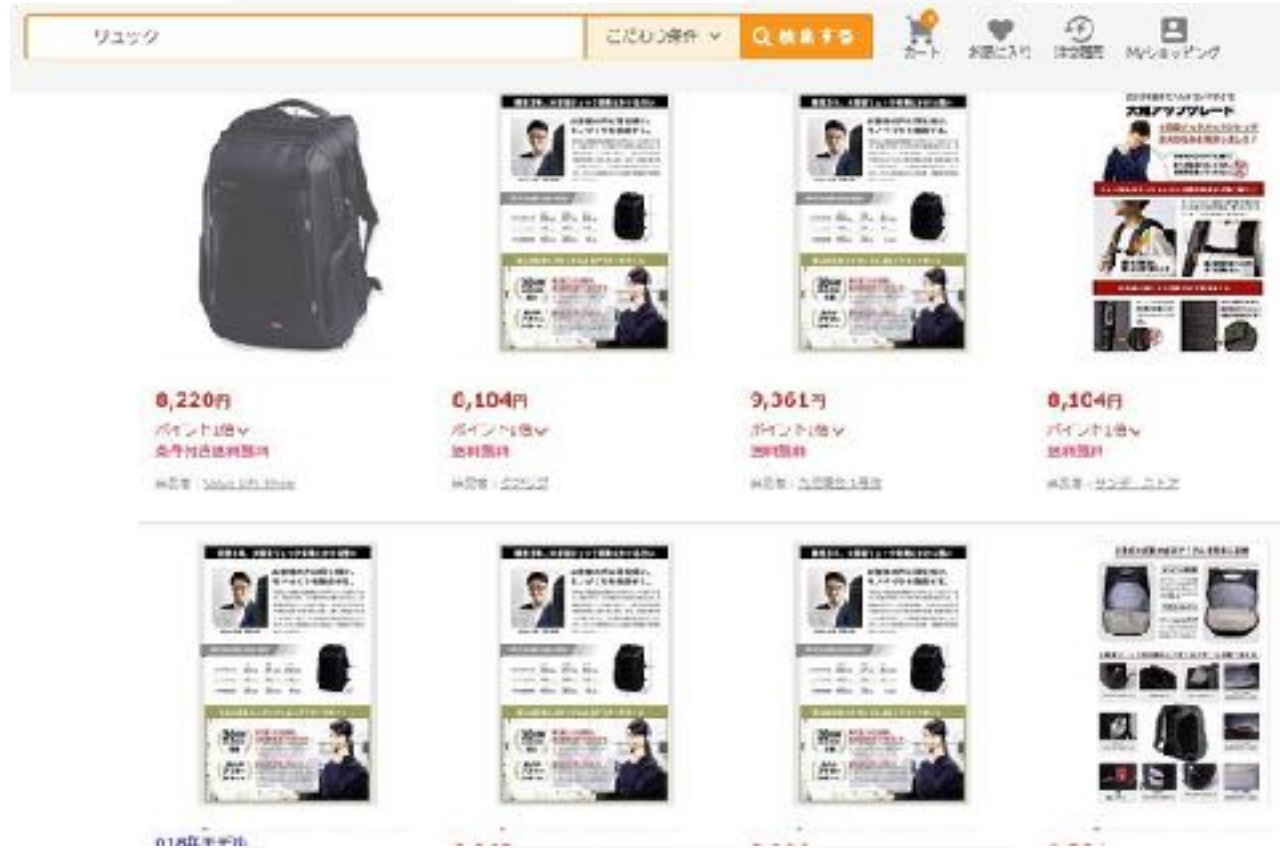
ホントもう飛んでくれ！

   田中一平、Yui Sakuma、他29人

コメント18件

引用：<https://www.facebook.com/groups/buppan.jp/>

# 以外と悩んでる人が多い



伊藤がたっくん！

# 無断転載を行なってるのは、中国人だけではない

- Amazonからヤフオク・ヤフーショッピングへの無在庫転売
- 中国輸入品の簡易OEM

# 伊藤が実際に相談を受けたケース

- 私の知人Aが、中国輸入品の簡易OEM商品でAmazonでベストセラー獲得していた知人Bの商品ページを楽天で無断転載し販売していた。
- 知人Bが知人Aに止めてほしいと連絡しても無視していて、どうにかならないかと、相談を受けた。

# 今回お話する内容は

- ・ 実際に私が何度か弁護士に相談し、福岡県警察に相談して得た知識の一部をお話します。
- ・ 細かく説明すると膨大な時間がかかる為、要点を抜粋してお話します。
- ・ 今回の件で知的財産権に関する、知識が結構増えたので、何か相談があれば、個別にお教え致します。

無断転載（コピペ）は、  
そもそも違法なの？

はい、許諾を得てないコピーは

違法です。

著作権、複製権を侵害しています。

# 著作物とは

## • 著作権法第2条

- 一 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者とは 著作物を創作する者をいう。

# 著作権は

- 著作権は作成者がコンテンツを作った時に発生し、原則として権利はその作成者に帰属します。
- 登録などは不要で権利を有する作成した時点です。
- 一度得た著作権については、原則として、その後もコンテンツを作成した人のものです。

# 複製権とは

- ・複製権は、著作権法第二十一条で規定されている著作財産権です。

第二十一条では「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」

- ・作品を複製してもよい、と許可できるのは本来その著作者のみです。

「私的使用目的」で（例えば自分で聴くために）複製を行う場合は法律上問題ありませんが、他人に譲渡する目的で行った場合は、複製権の侵害にあたり、著作権法に違反することになります。

(『社団法人著作権情報センター』 <http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html#021>より)と明記されています。

# 著作権侵害とは

- 「**著作権侵害**」とは、著作権という権利によって守られているコンテンツを、著作権者の同意を得ず無断でコピー、使用してしまうことによって起こる「**権利の侵害**」のことを指します。

# 著作権者の同意なく画像や文章を利用する場合

「引用」という方法をとって下さい。

引用すれば他人が作成した写真や文章を自身のコンテンツを使用しても違法ではない。

## 【引用の要件】

- ・ 引用するコンテンツがメインになってない
- ・ 引用している部分がきちんと示されてる。
- ・ コンテンツの内容にあった写真や文章などを引用してる
- ・ 出典元を明記している。
- ・ 内容を一切改変しない

侵害されちゃった。

じゃあどうすればいい？

- 1 ・ 各販売モールでの対抗措置
- 2 ・ 民事上の対抗措置
- 3 ・ 刑事上の対抗措置
- 4 ・ その他の対抗措置

# 1・各販売モールでの対抗措置

# Amazonでの対抗措置

## 知的財産権侵害 報告フォーム

知的財産権を侵害された場合は、オンラインフォームから申告してください。

<https://www.amazon.co.jp/report/infringement>

# 楽天市場での対抗措置

- ■不審なサイトについてのご連絡先
- 楽天への通報用窓口： [ichiba-nise-site@mail.rakuten.com](mailto:ichiba-nise-site@mail.rakuten.com)（※受信専用）

# Yahoo!ショッピングでの対抗措置



<https://business-ec.yahoo.co.jp/ppip/>

## 2 ・ 民事上の対抗措置

# 1. 差止請求

- ・ 権利者（著作者、著作権者、または著作隣接権者）は権利を侵害する者や侵害するおそれのある者に対して差止請求をすることができます。（著作権法112条）

- ・ 例えば無許諾の写真をプリントしたTシャツを販売した場合は、そのTシャツを回収しなければならなくなり、多額の回収コストがかかります。

## 【どこに対して差し止めを行うか？】

- ・ 本人なのかプロバイダに対してか、モールに対してかで難易度変と費用は違ってくる

- ・ 弁護士を使うと50万くらい（ほとんどが弁護士の日当）

## 2. 損害賠償請求

(民法709条) その具体的な損害額を立証しなくても、侵害者による複製物の数量や利益の額などから推定することができるかとされています。(著作権法114条)

- また、侵害された著作物によって侵害者が利益を受けている場合は、その利益について返還するよう請求することができます。(民法703条、704条)

返還しなければならない額は、著作権侵害をしていることを知らなかった場合は「その利益が残っている範囲」で、知っていた場合は「利益すべてに利息を追加した額」とされています。

## 2. 損害賠償請求

### 【よくある質問】

こちらの下がった売上の損害を請求したい。

- この損害を請求する場合は、損害を請求する側が立証しなければならない。
- 売上は様々な要因で下がる事があり、侵害が原因で下がったと立証する事はとても難しい。（著作権法114条）難易度は高いです。

# 3 ・ 刑事上の対抗措置

著作権侵害行為の刑罰は重い

個人の場合、

「10年以下の懲役」

または

「1000万円以下の罰金」

法人の場合、

「10年以下の懲役」

または

「3億円以下の罰金」

しかも、

どちらか一方ではなく懲役と罰金を両方

とも科される事があります。

# 警察はどこに相談すれば？

生活安全課 生活安全捜査係が担当する事になるが、

まずは相談係に、細かく説明出来る資料を持参して相談に行く。

出来れば、その前に弁護士にも相談しておいた方がいい。

著作物であるかどうか判断する材料はいつ誰が作ったなどの分かる資料があれば、証明しやすい。



しかし

## 警察も慣れてない

- ・まだまだ警察も捜査の経験が少なく、数千ある法律を調べながら、文化庁に相談しながら捜査をすすめる為、時間はかかります。
- ・訴える相手の情報もしっかり伝えるようにした方が良いです。
- ・事情を聞きたいと警察から相手に連絡が入ると相手のが驚き、対応が変わり和解がすすむ事があるようです。

## その他の違法行為

今回、調べていく上で興味深い事も出てきました。

相手に悪いレビューを入れる。（嘘のレビューを入れる）

これは不正競争防止法2条1項15号に当てはまります。

違法行為です。

## 4 ・ その他の対抗措置

# 弁護士受任通知

- ・ 相手が驚いて急いで対応し解決する事が多い。

費用：5万4千円（受任通知のみ）

- ・ その後の交渉まで含めると

着手金 10万8千円から

- ・ それ以上に請求などを行うと

経済的利益の請求は弁護士によって違うが日弁連基準の所が多い

警察に相談したが動いてくれない

# 告訴状を出す。

- だけど告訴状を個人で作るのはちょっと大変。
- しかも警察が中々受け取らない事もある。
- しかし受け取らない事、それも違法。

そんな時は、弁護士。

- 弁護士に告訴状を作成してもらう

費用：10万8千円から

- 警察が告訴状受け取らない事も弁護士に相談

まとめ

著作権の違法かどうかは  
ケースバイケースで  
自身で判断するのは難しい。  
得意な弁護士に相談するのがいい

# 弁護士を上手く活用しよう

- ・ 私たちは販売に集中してプロに任せよう。
- ・ 弁護士と仲良くなるろう。

いい関係性を築くことで、出てくる答えが全然違う場合がある。

# 著作権の関係に強い弁護士

八雲法律事務所 インターネット法務に特化した法律事務所

ネット上の権利侵害の経験が豊富

<https://www.ykm-law.jp/>

よくありそうな質問

アリババで購入したショップの  
商品画像を勝手に使うのは違法か？

許諾を得てなければ、違法です。

## アリババで購入したショップの 商品画像を勝手に使うのは違法か？

- 国際法、条約で中国でも複製権があるので
- 我が国においてどちらの国の法が適用されるかわからないが論じるまでもなく違法。
- 中国でも日本同じ、法適用通則法で守られている。中国の著作物だから転載していいということではない



Fin